

## 甲佐町公告第108号

下記森林について、森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により經營管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた經營管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年12月11日

甲佐町長 甲斐 高士

記

### 1 經營管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

### 2 縦覧場所 甲佐町役場 農政課

甲佐町のホームページ

### 3 縦覧の期間

公告実施日～2031年3月31日（計画期間の終期）

### 4 本公告により、甲佐町に經營管理権が、森林所有者に經營管理受益権がそれぞれ設定される。